

令和 7 年 5 月 2 0 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和7年5月20日（火曜日）午前9時57分～午前10時28分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

（1）令和7年第1回定例会提出予定案件

- ①公有水面埋立てに係る意見について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨専決処分の報告について

（2）その他

- ①契約の締結について（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）
- ②事故の報告について
- ③事故の報告について
- ④第1回青森市除排雪検討会議について
- ⑤事故の報告について
- ⑥事故の報告について
- ⑦事故の報告について
- ⑧事故の報告について
- ⑨市道への土砂流出について

【挙手による報告】

- ①指定管理業務に関する改善指示書の発出について

○出席委員

委員長 渡部伸広
副委員長 里村誠悦
委員 赤平勇人
委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男
委員 工藤健
委員 長谷川章悦
委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長	鈴 木 裕 司	都市整備部次長	櫻 田 文 明
都 市 整 備 部 長	中 井 諒 介	浪岡振興部次長	鳥谷部 稚 子
都 市 整 備 部 理 事	土 岐 政 温	水 道 部 次 長	川 上 連太郎
水 道 部 長	舘 山 公	水 道 部 参 事	森 田 新
交 通 部 長	高 野 雅 子	関 係 課 長 等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石 田 彩 美	議事調査課主事	笹 雄 貴
---------	---------	---------	-------

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、鳥谷部浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和7年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「公有水面埋立てに係る意見について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和7年第2回青森市議会定例会に議案の提出を予定しております、公有水面埋立てに係る意見について、御説明申し上げます。

お手元の配付資料を御覧ください。

初めに、「1 経緯」についてであります。青森港は令和6年4月26日に県内初、全国で6例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港、いわゆる基地港湾として、国土交通大臣から指定されております。

青森港油川地区では、国や県において令和6年度から令和9年度までの4年間で、基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深12メートルの岸壁整備や埠頭造成工事が行われることとなっております。

岸壁整備に先立ち、事業主体である国土交通省東北地方整備局では公有水面埋立法第42条に基づき、令和7年2月18日に港湾管理者である青森県に対し、公有水面埋立承認を出願しており、それに伴い、同法第3条第1項の規定により、令和7年4月14日に港湾管理者である青森県から地元自治体である本市に意見を求められたところであります。

次に、「2 埋立承認の内容」についてであります。埋立て位置は配付資料2ページ目にお示ししておりますとおり、油川埠頭水際線部分の面積約0.19ヘクタールで、埋立て工事に要する期間は3年となっております。

提出された埋立承認願書では、騒音、振動、水質等の環境への影響について検討がされており、埋立てによる影響は小さいと評価されております。

「3 スケジュール」についてであります。本年3月14日から4月3日まで同法第3条第1項の規定により公衆の縦覧に供しましたが、意見の提出等はありませんでした。

今後は、意見の提出に当たり、同法第3条第4項の規定により議会の議決を経ることとなっておりますので、令和7年第2回定例会に本議案の提出を予定しております。

説明につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 前回の議会とは別の場所で、水際の約0.19ヘクタールということなんですけれども、前回は防波堤が東西にあって、その間に汚濁防止用のバリケー

ドを張って水質を守っていくということだったんですが、今回の場所については、そのような対策などは何かなされるのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 対策等については議案の中身になるので、詳細の説明はいたしません。現在工事として埋立てにかからない護岸の背面にある地盤の撤去工事を行っておりまして、それに際して汚濁防止のためにネットを周辺に張っているという、現状としては、かぶさるような形で汚濁防止ネットが張ってある状況であります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** もう1つ、0.19ヘクタールでも工事に要する期間が3年と結構長いと思うんですけども、この3年間のスケジュールは、埋立てを3年間し続けるようなイメージなのか教えてください。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** この埋立てについては、今、護岸があるところが現状、いわゆる埋立て——土地になっておりませんので、護岸を撤去して、そこに新たに岸壁を整備することによって約0.19ヘクタールの土地を埋め立てることになっております。今、護岸の撤去を行っているところでありますので、その後、地耐力強化を含めて岸壁を整備するのが工事の内容となっております。

〔赤平勇人委員「分かりました」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分」の報告について」は、関連する5件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 令和7年第2回定例会に提出を予定しております。事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分5件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和6年12月21日、午前10時00分頃に、一般国道7号青森環状道路を走行中、上部を交差する市道橋——平岡跨道橋からの落雪により、車両のフロントガラスを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として35万398円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年3月27日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月20日、午後6時40分頃に、松森三丁目の市道花園幸畑線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前後輪タイヤ及びホ

イールを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として1万5322円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年3月31日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月6日、午前10時20分頃に、青柳一丁目の市道石森橋通り線において、走行中の車両が石森橋のアーチからの落雪により、車両のルーフ及びフロントガラスを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、レッカー作業料、代車費用として78万5740円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年5月8日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月18日、午後6時15分頃に、安田字近野の市道三内安田1号線において、走行中の車両が道路の法面から伸びていた木の枝に接触し、車両の左側面を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として1万1331円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年5月8日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料5を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月30日、午後6時16分頃に、安田字若松の市道大野安田線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左前輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として1万8220円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年5月8日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の御報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年第2回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和6年12月25日、午前10時5分頃に、用地課職員が国土利用計画法に基づく届出箇所現地確認に向かった際に、中央三丁目の市道中央橋本通

り線と国道 103 号との交差点において、停車中の相手方車両の後方部分に公用車の前方部分が接触したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 30 万 4370 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 7 年 5 月 12 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応しております。

御報告は以上であります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和 7 年第 2 回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、今回の案件につきましては、本年 1 月の本常任委員協議会において、事故の報告をしたものです。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 6 年 12 月 8 日日曜日の午前中、市道月見野霊園参道線の大字駒込字月見野 333 番地 5 付近におきまして、高さ約 10 メートル、幹周り約 150 センチメートルの街路樹が倒木し、隣接家屋の小屋の屋根を損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、屋根の修理費として 2 万 7500 円を負担することで合意し、合意内容につきまして、令和 7 年 5 月 2 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 令和 7 年第 2 回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 2 月 1 日、午後 2 時 30 分頃、浪岡地区女鹿沢の市道西花岡平野線において、個人所有の軽自動車が浪岡方面から板柳方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、右前輪を損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 2 万 1120 円の 2 割の 4224 円を負担することで合意したことから、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、全額、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和 7 年第 2 回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「契約の締結について（桑原 29 号線橋梁（上部工）整備工事）」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 議会の議決に付さなければならない契約につきまして、御報告いたします。

都市整備部で事業を進めております桑原 29 号線道路整備事業の工事につきまして、予定価格が 1 億 5000 万円以上の議会の議決に付さなければならない契約が 1 件あり、令和 7 年第 2 回市議会定例会に議案の提出を予定しているところであります。

本件につきましては、本日、契約事務を所管しております総務部から、総務企画常任委員協議会において議案の提出を予定している案件として御説明することとしており、本常任委員協議会においても、その概要を御報告しようとするものであります。

資料 1 を御覧ください。

桑原 29 号線道路整備事業につきましては、都市計画道路 3・2・2 号内環状線のうち、二級河川赤川から一般国道 7 号青森環状道路までの延長約 500 メートルの区間については、平成 14 年度から事業に着手し、令和 3 年度から橋梁部分の工事を進めており、本年度、橋の上部工部分の整備をすることとしております。

次に、資料 2 を御覧ください。

今回発注しました工事についての概要となります。

工事場所は、配置図の赤いピンク色の部分の箇所となっております。

工種は、P C 橋工、橋梁附属物工、仮設工の各一式となっております。工期は、令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

当該工事につきましては、去る 4 月 21 日に条件付一般競争入札を執行し、株式会社澤田建設が税込み 2 億 1997 万 945 円で落札したところであります。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する2件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損に起因して発生した事故2件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月11日、午後7時15分頃に、野木字山口の市道野木21号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月17日、午後7時35分頃に、合子沢字山崎の市道合子沢11号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前後輪タイヤを損傷したものであります。

事故現場については、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入しております保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「第1回青森市除排雪検討会議について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年5月8日木曜日に第1回青森市除排雪検討会議を開催いたしましたので、その概要につきまして、御報告いたします。

資料を御覧ください。

会議は、5月8日木曜日の15時から17時まで市役所本庁舎の2階庁議室で行いました。

会議では、事務局であります市から本会議の目的として本市が抱える除排雪事業に関する課題等を抽出するとともに、持続可能な除排雪体制の構築に向けた論点の整理等を行うことや、本市の雪対策の概要及び近年の気象状況等について説明をいたしました。

委員からは、「近年の雪は、水分を含んだ除排雪には厄介な雪の質となっているように感じる」、「まずは救急車や消防車が通行できる除排雪を行い、市民の命を守ることが大事である」、「冬だけでなく、日頃から地域・町会で人のつながりを深めておくことが必要である」、「雪捨て場のほかに、流雪溝など市民自らが除排雪できる環境整備を検討してもらいたい」、「誰と誰がどんな情報を共有すべきなど、全体においてコミュニケーションの問題が多い」など、各分野の専門的な見地から本市の除排雪事業に対する様々な御意見をいただきました。

市では、委員の皆様からいただきました御意見を参考にしながら、次回開催予定の第2回検討会議におきまして、本市の除排雪事業に関する論点・課題の再整理やその解決手法の検討等につきまして、御意見をいただく予定としております。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する4件の事故について、一括で報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 市道の破損等に起因して発生した事故4件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月18日金曜日、午後6時頃、浪岡地区女鹿沢の市道花岡大釈迦線において、個人所有の軽自動車が大釈迦方面から大釈迦方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪及び左側後輪タイヤを損傷させたものであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月18日金曜日、午後9時頃、浪岡地区女鹿沢の市道花岡大釈迦線において、個人所有の軽自動車が大釈迦方面から大釈迦方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪、左側後輪タイヤ及び左側前輪ホイールを損傷させたものであります。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月19日土曜日、午後6時15分頃、浪岡前田地区の市道浅井野脇線において、個人所有の軽自動車が大釈迦方面から浪岡八幡宮方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものであります。

資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月20日日曜日、午前9時頃、浪岡地区女鹿沢の市道花岡大釈迦線において、個人所有の軽自動車が大釈迦方面から大釈迦方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪及び左側後輪タイヤを損傷させたものであり

ます。

なお、発生した事故4件につきましては、4月21日月曜日に事故の通報を受け、同日、都市整備課職員により、応急補修をしたところであります。

また、今回の事故につきましては、けが人はなく、現在は被害者との示談に向け、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社も含めて交渉中であります。

市道の破損箇所につきましては、職員によるパトロールなどのほか、公共交通や地域団体との連携も図りながら早期発見に努めてきたところであり、今後も市道の安全管理と事故の未然防止を図ってまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 資料1、資料2、それから資料4については、3つとも同じ場所ということでしょうか。

○渡部伸広委員長 浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 同じ場所であります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 発生した日にちが金曜日の午後6時、午後9時と日曜日ということなので、なかなか対応は難しいかと思うんですけども、ただ、1回事故が起きた場所で、すぐ穴埋めができないようであれば、例えば、ここに穴があるので気をつけてくださいとか、そのような表示か何かをやるかと思えますけれども、そういうのはいかがなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 休みの期間に起こった事故であり、通報を受けたのが月曜日の朝であったために、その後、すぐに都市整備課の職員が対応して行ったものであり、通報があり次第、迅速に行動し、対応しているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

同じ場所で3件も立て続けにというので、なかなかないと思っていたので、たまたま金曜日、日曜日など夜の時間だったりするので、なかなか難しいかと思えますけれども、なるべく同じ場所で立て続けにこういうことがないような対応が必要かと思えます。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「市道への土砂流出について」報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 浪岡細野地区において発生した市道への土砂流出

について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

発生は、令和7年4月23日水曜日、12時45分頃、細野字沢井地区において、急激な雪解けにより、市道から約200メートル奥の沢のり面が崩壊し、市道北中野細野線へ土砂が流出したものであります。

路面には厚さ5センチメートル程度の土砂が約50メートルにわたり堆積していたことから、同日、道路上の土砂の撤去並びに、さらなる土砂の流出に備え大型土のうを道路脇に設置し、道路交通の確保を図ったものであります。

今回の市道への土砂流出では、幸いけが人や民家等への被害は見られておりませんが、引き続き、定期的なパトロールを行い、現場の状況を注視し、市道の交通確保に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 指定管理業務に関する改善指示書の発出について御報告をさせていただきたいと存じますが、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 お願いします。

〔事務局が資料を配付〕

○土岐政温都市整備部理事 指定管理業務に関する改善指示書の発出について、お配りしました資料に基づき、御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

本改善指示書の発出は、令和7年5月9日金曜日、対象の施設名称は青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場で、指定管理者は太平ビルサービス・タイムズ共同企業体であります。

本施設の管理体制は、有人管理の時間が午前8時から午後5時で、係員が2名体制となっており、午後5時から翌朝8時までは、コールセンターによる遠隔無人管理となっております。繁忙期につきましては3名増員し、勤務時間の延長等を行い柔軟に対応することとしております。

今回の改善指示書の発出理由であります、1つに、事故発生による施設の破損があったにも関わらず本市への連絡を怠ったこと、2つに、無人の時間帯に駐車場内が異常に混雑している状況を把握していなかったこと、また、利用者から渋滞しているとの通報をコールセンターで受けていたものの、速やかに要因を確認せず、人員配置による精算等の混雑緩和の対策を講じなかったこと、以上が確認され、管理業務の改善が必要と認められましたことから、協定書第11条に基づき改善指示書を発出したものであります。

発出に至った経緯といたしましては、5月5日月曜日、午後5時30分頃、新青森駅西口駐車場西側に設置されている出口ゲートが車両事故により破損したことから、2か所あるゲートのうち1か所を使用停止とし、5月6日火曜日、駐車場係員が退勤後の午後5時30分頃から午後8時30分頃まで駐車場で渋滞が発生し、利用者が2時間以上駐車場から出場できなくなる事態が発生いたしました。翌日の5月7日水曜日、午前10時30分頃、出口ゲートの破損と渋滞について本市へ報告があり、5月8日木曜日、午後5時30分頃には、破損したゲートが復旧したとの報告がありました。

ゲートの破損箇所につきましては、2ページの新青森駅西口駐車場平面図を御覧ください。

以上が、指定管理者に対して指定管理業務の改善指示書を発出した経緯となります。

改善指示内容については、事故及び施設の破損等があった場合は、速やかに施設設置者に連絡する体制とすること、無人の時間帯においても、駐車場の混雑や異常等について状況把握をできる体制に改善し、必要に応じて人員配置を行うこととしております。

今後の対応といたしましては、本市は、指定管理者から速やかに業務の改善報告を受けることのほか、年2回のモニタリング調査を通じて施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善指導を行い、施設設置者として当該施設の適切な管理運営が行われるよう努めることといたします。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 この資料の「4 経緯」、5月8日木曜日まで規制されていたんですが、偶然なんですけれども、5月9日の12時、東京から青森に来た新幹線が着いた時間帯、それから1時間、同じく南側に抜けるゲートがすごく渋滞していたという相談を受けたんですけれども、日を改めてでいいので、5月9日の1時間待たされたというのをちょっと調べてほしいです。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 5月9日のお昼頃……

〔中村美津緒委員「12時、1時間」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事 南口といいますと、それこそ送迎の……

〔中村美津緒委員「そうですね、無料——30分無料のところ」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事 そこで詰まっていたということですか。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事 そういう状況があったかどうかも含めまして、指定管理者に確認を取って、追って御報告という形でよろしいでしょうか、委員長。

○渡部伸広委員長 はい。

〔中村美津緒委員「以上です」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）